

長崎労働局発表

平成29年11月30日(木)

長崎労働局労働基準部

賃金室長 松浦 隆徳

賃金室長補佐 松尾喜久光

電話 095-801-0033 内線 308

長崎県の産業別の最低賃金の改定

- 3業種の最低賃金が12月中に引き上げられます -

長崎労働局長(小玉 剛)は、下表の3種類の長崎県特定最低賃金(産業別最低賃金)の引上げについて、長崎地方最低賃金審議会(会長 深浦厚之 長崎大学教授)から答申を受け、答申どおり改正する旨の決定を行うとともに、それぞれ、平成29年11月14日、同15日又は同29日に官報公示を行いました。

長崎県内の3種類の特定最低賃金については、今後、それぞれの効力発生日(12月14日、同15日又は同29日)から、新しい最低賃金額が適用されます。

長崎労働局においては、県下の各労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)とともに、関係機関等にもご協力をいただきながら、改定後の最低賃金の周知徹底に努めてまいります。

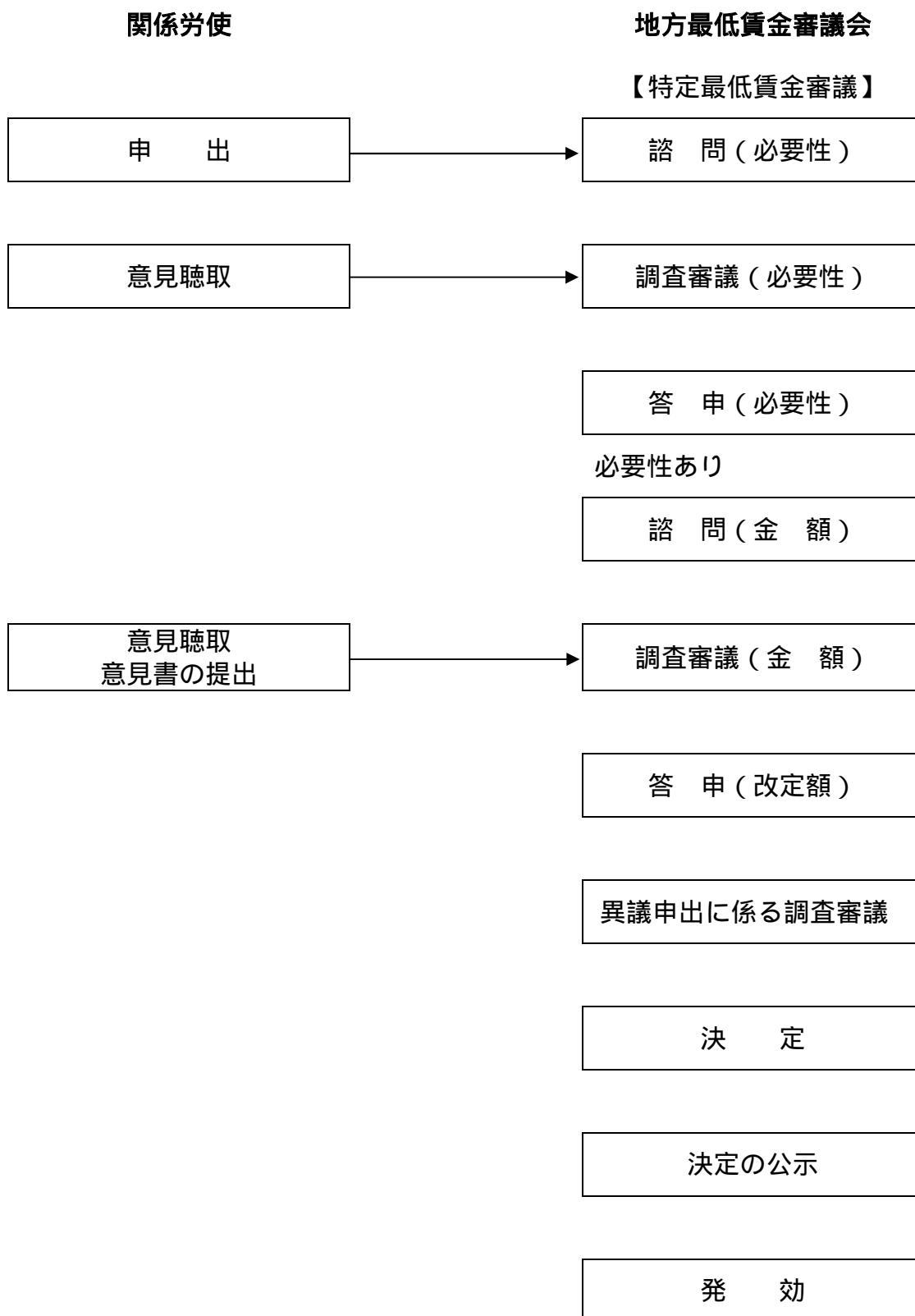
特定最低賃金が適用される業種	最低賃金額(1時間)		効力発生日
	改定前	改定後	
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	829円	846円	平成29年12月14日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	765円	785円	平成29年12月29日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	832円	846円	平成29年12月15日

長崎県最低賃金(時間額737円)は長崎県内で働く全ての労働者に適用されますが、上記の3業種で働く労働者には特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金は、特定の産業の関係労使が、労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申出により設定されているもので、長崎県では上記3業種の事業場で働く労働者に適用されます。

なお、従事する仕事や年齢によっては適用が除外される労働者もいます。適用が除外される労働者には長崎県最低賃金(時間額737円)が適用されます。

特定（産業別）最低賃金の改正手続の流れ



関係労使からの異議申出があった場合に開催

長崎県最低賃金の推移

改正年度	最低賃金額		引き上げ額		引き上げ率		効力発生日
	日額(円)	時間額	日額(円)	時間額	日額(%)	時間額(%)	
平成13年	4,832	604	35	4	0.73	0.67	平成13.10.1
平成14年	-	605	-	1	-	0.17	平成14.10.6
平成15年	-	605	-	0	-	0	平成14.10.6
平成16年	-	606	-	1	-	0.17	平成16.10.1
平成17年	-	608	-	2	-	0.33	平成17.10.1
平成18年	-	611	-	3	-	0.49	平成18.10.1
平成19年	-	619	-	8	-	1.31	平成19.10.21
平成20年	-	628	-	9	-	1.45	平成20.10.30
平成21年	-	629	-	1	-	0.16	平成21.10.10
平成22年	-	642	-	13	-	2.07	平成22.11.4
平成23年	-	646	-	4	-	0.62	平成23.10.12
平成24年	-	653	-	7	-	1.08	平成24.10.24
平成25年	-	664	-	11	-	1.68	平成25.10.20
平成26年	-	677	-	13	-	1.96	平成26.10.1
平成27年	-	694	-	17	-	2.51	平成27.10.7
平成28年	-	715	-	21	-	3.03	平成28.10.6
平成29年	-	737	-	22	-	3.08	平成29.10.6

長崎県特定(産業別)最低賃金の推移

長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金							
改正年度	最低賃金額(円)		引上額(円)		引上率(%)		効力発生日
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額	
平成13年	5,794	725	40	5	0.7	0.69	H13.12.28
平成14年	5,802	725	8	0	0.14	0	H14.12.29
平成15年	-	726	-	1	-	0.14	H15.12.25
平成16年	-	727	-	1	-	0.14	H16.12.24
平成17年	-	730	-	3	-	0.41	H17.12.25
平成18年	-	735	-	5	-	0.68	H18.12.22
平成19年	-	746	-	11	-	1.5	H19.12.29
平成20年	-	757	-	11	-	1.47	H21.1.3
平成21年	-	760	-	3	-	0.4	H22.1.3
平成22年	-	768	-	8	-	1.05	H23.1.7
平成23年	-	773	-	5	-	0.65	H24.1.6
平成24年	-	779	-	6	-	0.78	H25.1.2
平成25年	-	788	-	9	-	1.16	H26.1.4
平成26年	-	800	-	12	-	1.52	H26.12.13
平成27年	-	813	-	13	-	1.63	H27.12.25
平成28年	-	829	-	16	-	1.97	H29.1.1
平成29年	-	846	-	17	-	2.05	H29.12.14

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金							
改正年度	最低賃金額(円)		引上額(円)		引上率(%)		効力発生日
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額	
平成13年	5,316	665	39	5	0.74	0.76	H13.12.26
平成14年	5,324	665	8	0	0.15	0	H14.12.29
平成15年	-	666	-	1	-	0.15	H15.12.17
平成16年	-	668	-	2	-	0.3	H16.12.25
平成17年	-	671	-	3	-	0.45	H17.12.25
平成18年	-	676	-	5	-	0.75	H18.12.22
平成19年	-	685	-	9	-	1.33	H20.1.5
平成20年	-	695	-	10	-	1.46	H21.1.1
平成21年	-	698	-	3	-	0.43	H21.12.31
平成22年	-	706	-	8	-	1.15	H23.1.7
平成23年	-	711	-	5	-	0.71	H24.1.6
平成24年	-	717	-	6	-	0.84	H25.1.19
平成25年	-	726	-	9	-	1.26	H26.1.16
平成26年	-	734	-	8	-	1.10	H26.12.31
平成27年	-	748	-	14	-	1.91	H28.1.9
平成28年	-	765	-	17	-	2.27	H28.12.30
平成29年	-	785	-	20	-	2.61	H29.12.29

長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金							
改正年度	最低賃金額(円)		引上額(円)		引上率(%)		効力発生日
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額	
平成13年	5,910	739	40	5	0.68	0.68	H13.12.29
平成14年	5,918	739	8	0	0.14	0	H14.12.29
平成15年	-	740	-	1	-	0.14	H15.12.20
平成16年	-	741	-	1	-	0.14	H16.12.26
平成17年	-	744	-	3	-	0.4	H17.12.25
平成18年	-	748	-	4	-	0.54	H18.12.22
平成19年	-	759	-	11	-	1.47	H19.12.29
平成20年	-	770	-	11	-	1.45	H20.12.26
平成21年	-	774	-	4	-	0.52	H21.12.30
平成22年	-	783	-	9	-	1.16	H23.1.5
平成23年	-	788	-	5	-	0.64	H24.1.7
平成24年	-	791	-	3	-	0.38	H25.1.4
平成25年	-	800	-	9	-	1.14	H26.1.16
平成26年	-	810	-	10	-	1.25	H26.12.31
平成27年	-	821	-	11	-	1.36	H27.12.18
平成28年	-	832	-	11	-	1.34	H28.12.28
平成29年	-	846	-	14	-	1.68	H29.12.15